

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則

◇告示

◇正誤

◇選管告示

目次

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部改正
通信地図の修正測量の終了
国有財産の公用廃止
保険医の登録
豚の移入禁止区域の指定
牛の結核病等の検査の実施
新たに行なう土地改良事業の認可
土地改良区の設立認可
新たに行なう土地改良事業の認可
政党、協会その他の団体の収支報告書要旨の公表

昭和三十六年十二月二十日付け鳥取県監査公告中訂正

規則

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

鳥取県規則第四号

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和三十六年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和三十六年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 市町村民税のうち、法人税制にかかる基準税額は、当該市町村につき次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 当該市町村について、法人ごとに(一)及び(二)によつて算定した額の合算額。この場合において、二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下本条中「市町村分割法人」という。）にかかる課税標準額は、地方税法第三百二十一条の十三の規定の例によつて算定するものとする。

(一) 市町村分割法人にかゝる分

算式

$$(a+b) \times 0.0567 \times 1.005008 + e \times 0.0567 \times 1.515828$$

算式の符号

a 昭和35年10月1日から昭和36年1月31日までの間に事業年度が終了した法人にかゝる法人税割の課税標準額（当該事業年度にかゝる法人税割について、昭和36年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告にかゝるものを含む。以下本条中同じ。）があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

b 昭和36年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人にかゝる法人税割の課税標準額（当該事業年度にかゝる法人税割について、昭和36年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度にかゝるものにあつては同年5月31日までの間に、昭和36年4月1日から同年9月30日までの間に終了した事業年度にかゝるものにあつては同年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

e 昭和29年4月1日から昭和35年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和35年度中に修正申告、

更正又は決定があつたものについて、当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和35年3月31日（昭和35年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人にかゝるものにあつては、同年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和35年4月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和35年12月1日から昭和36年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものについて、当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人にかゝる当該事業年度分の昭和35年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額。

(二) 市町村分割法人以外の法人にかゝる分

算式

$$(d \times 0.0567 \times 0.976816) + (e \times 0.0567 \times 1.436622)$$

算式の符号

d 昭和35年2月1日から昭和36年1月31日までの間に事業年度が終了した市町村分割法人以外の法人（以下本条中「その他の法人」という。）にかゝる法人税割の課税標準額（当該事業年度にかゝる法人税割について、昭和36年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

e 昭和29年4月1日から昭和35年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和35年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和35年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額。

二 次の(一)及び(二)を定めるところによつて算定した額から、(一)及び(二)のうち当該市町村にかゝる昭和三十五年度分の

00786

普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうち市町村分割法人にかかる分を、(1)については当該市町村にかかる昭和三十五年度分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうちその他の法人にかかる分を、(2)については当該市町村にかかる昭和三十四年度分の普通交付税の額の算定の基礎となつた法人税割の基準税額のうちその他の法人にかかる分をそれぞれ控除して得た額の合算額。

(一) 市町村分割法人にかかる分

算式

$$(f+g) \times 0.0567 \times 0.984917 + h \times 0.0567 \times 1.515828$$

算式の符号

f 昭和35年 2月 1日から同年 3月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかる法人税割の課税標準額 (当該事業年度にかかる法人税割について昭和35年 5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

g 昭和35年 4月 1日から昭和36年 1月31日までの間に事業年度が終了した法人にかかる法人税割の課税標準額 (当該事業年度にかかる法人税割について、昭和35年 4月 1日から同年 9月30日までの間に終了した事業年度にかかるものにあつては同年11月30日までの間に、昭和35年10月 1日から昭和36年 1月31日までの間に終了した事業年度にかかるものにあつては昭和36年 3月31日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

h 本条一の算式の符号中eに同じ。

(二) その他の法人にかかる分

00787

(1) 算式

$$i \times 0.0567 \times 0.978816 + j \times 0.0567 \times 1.436623$$

算式の符号

i 本条一の算式の符号中dに同じ。

j 本条一の算式の符号中eに同じ。

(2) 算式

$$k \times 0.0567 \times 1.136888 + l \times 0.0567 \times 1.044595$$

算式の符号

k 本条一の算式の符号中dに同じ。この場合において同符号中「昭和36年」とあるのは「昭和35年」と、「昭和35年」とあるのは「昭和34年」とそれぞれ読み替へるものとする。

l 本条一の算式の符号中eに同じ。この場合において同符号中「昭和36年」とあるのは「昭和35年」と、「昭和35年」とあるのは「昭和34年」と、「昭和35年度中」とあるのは「昭和34年度中」とそれぞれ読み替へるものとする。

三 二によつて算定された過大算定額が、一によつて算定した額、及び二によつて算定された過小算定額の合算額をこえるものについては、そのこえる額は零として計算するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の普通交付税について適用する。

告示

鳥取県告示第百三十七号

次のとおり通信地図の修正測量を終了した旨広島郵政局長より通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 測量方法 平板測量 測鎖測量
- 二 測量地域 倉吉市穴窪、大塚、中江、井手畑、下古川、古川沢、新田、小田、清谷、福庭、下余戸、上余戸、大原、粟尾、山根、伊木、八屋、上井、海田

三 終了年月日 昭和三十六年十月三十一日

鳥取県告示第百三十八号

次の農道は、昭和三十七年二月二十七日から公用を廃

止した。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	地目又は は品目 数量(坪)
西伯郡名和町大字名和字運動場六	農道敷	三一、六一
〇七、六〇八、六〇九、六一〇地先		二九、一七
〇六ノ一、六〇六ノ二地先		三七、三二

関係図面は土木管理課に保管

鳥取県告示第百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の 記号番号	登録年月日
下浦範輔	鳥取市寺町一〇五	鳥医九〇九	昭和三七、二、一九
太田俊郎	中町	九一〇	

鳥取県告示第百四十号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十七年三月六日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として兵庫県を指定する。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病並びにブルセラ病検査を実施するから、家

畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している牛。牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分前一月及び分後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

鳥取県医師連盟	四一、〇三〇	一	鳥取県医師連盟	東京都千代田区	一、一一
鳥取県徳安後援会					
民主社会党鳥取県支部連合会	一〇九、五二〇				一、二五
民主社会党八頭郡支部連合会					一、二五

四 主たる寄付者及び支出

(一) 寄付者

政党、協会その他の団体名	寄付の総額	件数	寄付者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
国鉄労組政治連盟米子支部	二〇〇、〇〇〇円	一	国鉄政治連盟本部	国会議員	東京都千代田区
自由民主党鳥取県支部連合会	一八〇、〇〇〇	一	手嶋 栄	国会議員	東京都千代田区
	八七、〇〇〇	一	木島 公之	県会議員	鳥取市
	一〇〇、〇〇〇	一	仁宮 次夫	土木建設業	米子市
	一一二、〇〇〇	一	自由民主党本部		東京都千代田区
	五〇〇、〇〇〇	一	古井 喜実	国会議員	東京都千代田区
鳥取県医師連盟	四一、〇〇〇	一	日本医師連盟	国会議員	東京都千代田区
民主社会党鳥取県支部連合会	三八、三一〇	三	建部 十郎	植林業	八頭郡 智頭町
	四九、二〇〇	一	中西 利理	会社重役	東伯郡 泊村

政党、協会その他の団体名 支出の総額 件数 支出の目的

米子支部 一六三、〇〇〇円 三 寄付金

自由民主党鳥取県支部連合会 七〇、六〇〇 二 人夫賃

三三、九二〇 一二 旅費

一一九、四〇〇 六 電話料

一一、九四五 一二 通信費

四、一三〇 一 消耗品費

五八、九九〇 五 印刷費

四八、五〇〇 一〇 広告料

二〇、〇〇〇 一 西尾 末広 国会議員 東京都 港区

正 誤

鳥取県医師連盟	六〇、〇〇〇	六	借家料
	二九六、〇九五	五七	会議費
	二、一〇〇	三	雑費
	四三、六九八	九	予備費
	一三、九〇〇	一	旅費
	一、五四〇	一	会場費
	一、四三〇	一	交通費
	二一、六〇四	一	食糧費
	九三〇	一	通信運搬費
民主社会党鳥取県支部連合会	四、八〇〇	二	旅費
	四九、六八〇	五	会議費
	四九、二〇〇	一	納付金

昭昭和三十六年十二月二十日付け鳥取県監査公告中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

1 鳥取県監査公告第十八号 鳥取県監査公告第十九号